

太田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、太田都市計画地区計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、下記のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

太田市長 穂積昌信

記

1 都市計画の種類 太田都市計画地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

名称	区域
新田大地区	太田市新田大町の一部
出塚粕川安養寺地区	太田市新田下江田町、安養寺町、世良田町、粕川町及び出塚町の各一部

(2) 変更する部分

名称	区域
新田東部工業団地第二地区	太田市新田村田町及び新田小金井町の各一部
東金井東今泉地区	太田市東金井町及び東今泉町の各一部

3 縦覧場所 太田市役所都市政策部都市計画課

4 縦覧期間等

(1) 縦覧期間 令和7年7月15日（火）から7月29日（火）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで